

小値賀町議会第一回定例会
(第四日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------|------|------|------|--------|----------|------|--------|------|-----------|
| 町長 | 副町長 | 会計管理者 | 総務課長 | 財政課長 | 住民課長 | 産業振興課長 | 産業振興課専門幹 | 建設課長 | 診療所事務長 | 教育次長 | 農業委員会事務局長 |
| 山田 | 中山 | 谷村 | 西村 | 中川 | 吉元 | 熊脇 | 蛭子 | 升水 | 尾野 | 尾崎 | 松本 |
| 憲 | 敏 | 良 | 久 | 一 | 勝 | 一 | 晴 | 裕 | 英 | 孝 | 充 |
| 道 | 章 | 一 | 之 | 也 | 信 | 也 | 市 | 司 | 昭 | 三 | 司 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十三年三月十一日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 議案第一八号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第三 議案第一九号 平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第四 議案第二〇号 平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第五 議案第二一号 平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第六 議案第二二号 平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第七 議案第二三号 平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第八 議案第二四号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
- 第九 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・岩坪義光議員、七番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、議案第一八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） おはようございます。

議案第一八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、説明いたします。

国民健康保険制度につきましては、諸制度が二十三年度以降も継続されて主な変更はありません。大きな流れとしましては、後期高齢者医療制度の見直しにより、今後、地域保険としての国保制度が大きく変わるよう、事業の方向性等が国段階で検討されているところです。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を四億八千六百万円とするものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次、説明いたします。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億八百七十七万六千円の計上、二目・退職被保険者等国民健康保険税を八百二十七万六千円計上し、国民健康保険税を一億一千六百四十五万二千円としております。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料一千円計上は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金九千二百二十三万二千円計上、三目・高額医療費共

同事業負担金三百六十八万四千円計上、四目・特定健康診査・特定保健指導負担金八十万円を計上し、国庫負担金を九千六百七十一万六千円といたしました。同じく、二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金は、一節・普通調整交付金二千八百四十九万二千円計上、二節・特別調整交付金九百四万六千円を計上し、国庫補助金を三千七百五十三万八千円といたしました。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金は、一千十五万六千円といたしました。

第五款、一項、一目・前期高齢者交付金は、同事業として取り扱われるもので、八千七百三十五万四千円計上いたしました。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費同事業負担金三百六十八万四千円計上、二目・特定健康診査・特定保健指導負担金八十万円を計上し、県負担金を四百四十八万四千円といたしました。同じく、二項・県補助金、一目・財政調整交付金は、財政調整交付金一千八百九十八万七千円計上、特別調整交付金百三十五万円を計上し、県補助金を二十三万七千円といたしました。

第七款、一項、一目・同事業交付金一千四百七十三万七千円計上、二目・保険財政共同安定化事業交付金五千八百四十七万三千円を計上し、同事業交付金を七千三百二十一万円といたしました。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金九万二千円計上は、財政調整基金の運用利息でございます。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金は、一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）を一千三百万円計上、これは低所得者に対する国保税軽減額を県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものです。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）二百五十万円計上は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございます。一節・一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。四節・出産育児一時金等繰入金八十万円計上、五節・財政安定化支援事業繰入金三百三十五万四千円を計上し、一般会計繰入金を一千九百六十五万四千円といたしました。同じく、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金一千円計上は、費目設置でございます。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金二千万円計上、二目・退職被保険者等繰越金一千円計上し、繰越金を

二千万一千円といたしました。

第十一款・諸収入は、いずれも費目設置でございまして、一項・町預金利子を一千円、二項・雑入を三千円計上いたしました。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百七十四万六千円計上は、事務費でございまして、国保連合会とのデータのやり取りに係る通信費、レセプト点検に係る委託料等が主なものでございます。二目・連合会負担金を十六万四千円計上し、総務管理費の総額を三百九十一万円でいたしました。同じく、二項・徴税費、一目・賦課徴収費二十二万円計上、二目・納税奨励費十七万九千円計上し、徴税費を三十九万九千円といたしました。同じく、三項、一目・運営協議会費三万七千円計上、四項、一目・趣旨普及費を八万七千円の計上でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費を二億三千百万円計上、二目・退職被保険者等療養給付費を一千二百七十四万円を計上、これは一般・退職被保険者分のいずれも医療費の現物給付でございまして、平成二十二年の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費八百万円計上、四目・退職被保険者等療養費四十四万一千円計上は、いずれもコルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございます。五目・審査支払手数料八十四万一千円計上、六目・レセプト電算処理システム手数料十五万二千円計上し、療養諸費を二億五千三百二十七万四千円といたしました。同じく、二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費三千二百四十万円計上、二目・退職被保険者等高額療養費百十万円を計上、三目・高額介護合算療養費一万円計上し、高額療養費を三千三百五十一万円といたしました。同じく、三項・移送費、一目・一般被保険者移送費六十四万円計上、二目・退職被保険者等移送費八万円を計上し、移送費を七十二万円といたしました。同じく、四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十六万一千円の計上、同じく、五項・葬祭諸費、一目・葬祭費二十四万円の計上でございます。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金五十万円計上、二目・老人保健事務費拠出金一万五千円計上し、老人保健拠出金の額を五十一万五千円といたしました。これは、本町では該当なしと考えておりますが、支払基金からの指示により、予算計上を行なったものです。

第四款、一項・前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の医療費を、県レベルで平準化することで

小規模国保の経営安定を図る目的で、平成二十年度から制度化されたものでございますが、一目・前期高齢者納付金十二万九千円、二目・前期高齢者関係事務費拠出金六千円を計上し、前期高齢者納付金を十三万五千円といたしました。

第五款、一項・後期高齢者支援金は、七十五歳以上の後期高齢者の医療費を国保保険者が負担するもので、一目・後期高齢者支援金六千二百七十八万四千円計上、二目・後期高齢者支援金事務拠出金六千円計上し、後期高齢者支援金を六千二百七十九万円といたしました。

第六款、一項、一目・介護納付金三千四百三十四万四千円計上。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金一千四百七十三万七千円計上、二目・保険財政共同安定化事業拠出金五千八百四十七万三千円を計上し、共同事業拠出金を七千三百二十一万円でいたしました。

第八款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費十二万円の計上。同じく、二項・健康管理センター事業費は、一目・施設管理費で健康管理センターの維持管理費百二十八万二千円計上、二目・保健指導事業費三百二十一万二千円を計上し、健康管理センター事業費を四百四十九万四千円といたしました。

第九款、一項・特定健康診査・特定保健指導費は、健診に係る事業費の計上でございまして、十三節の診療所への委託料五百六十九万九千円が主なもので、特定健康診査・特定保健指導費を六百四十七万四千円といたしました。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金九万二千円を計上。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、一目・一般被保険者償還金と二目・退職被保険者等償還金がいずれも一千円計上の費目設置で、三目・一般被保険者保険税還付金を五万円計上、四目・退職被保険者等保険税還付金一千万円の計上で、償還金及び還付加算金を六万二千円といたしました。同じく、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で六百万円の計上。これは、へき地診療所運営費分として国庫補助金の特別調整交付金に算定されるものを診療所特別会計に繰り出すものでございます。

第十三款・予備費で四百三十二万六千円の計上でございます。

以上、予算の概要を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 一目の一般被保険者の中で、一節・医療給付費がですね、前年度よりも一千六百万、減額となっております。それで、二節の介護納付金が前年度より八百万程、増えておりますが、この内容をお願いします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この保険税につきましては、医療給付費を算定しまして、国庫補助金、あと共同事業拠出金、そういったもの特定財源を引いた残りを保険税で収納というような形になっております。この一節と二節につきましては、現段階の見込める数字という部分で算定をいたしております。昨年度の割合といいますか、医療給付費現年度課税できる比、人数、そういった方々を試算したものがありますので、それに当てはめて算出した金額がこのようなようになっております。昨年度と大きく違っていているとございます。補正予算では、平成二十二年度の補正予算では、現在の予算額に近いような数字、そういったものになっていくというふうに思います。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 次に移ります。

第二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・国庫支出金

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 国庫支出金の中で、一項の四目・特定健康診査の分ですね、八十万ですが、この例えば特定健診とか保健指導の内訳をお願いします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

基本的には、この特定健診を大体五十%程度というようなことで見込んでおりました。特定健診の分の補助金が四十五万円、それから特定健診で色んな指導が必要な方がおりますので、そういった人に係る指導費分の補助金が三十五万というようなことで、合計が八十万というような予算計上をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・前期高齢者交付金

七番（伊藤忠之） 前期高齢者の中で、前年度よりも一千五万程、減っておりますけども、前期高齢者の人数ですかね、

該当者をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） すみません。ちよつとデータを持ち合わせておりませんので、後で答弁させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第六款・県支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰 入 金

伊藤 議員

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・諸 収 入

加山議員

二番（加山雅徳） 二目ですね、直接関係はないと思いますが、一般被保険者第三者納入金ですね、これは今、国会でもあれしてますが、問題になってますが、該当者は当町の場合はいなかったんでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

ここ数年来てですね、本町では交通事故とかそういった第三者分ですね、納入金というのは該当が無いみたいです。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 私の質問が間違ってたら撤回しますけど、国保の第三者の分のことではないんですかね、これ。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この分については、基本的には、そういう保険で賄えないような医療費を万が一支給した場合には返していただくというような、そういうようなものの費目でございますので、そういう部分に関しての予算ということで計上させてもらっておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 今、国会で問題になっている第三者の保険の保険者の分は、どこに入っているんですか。年金です。関係ないか。撤回いたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程、答弁を保留しておりましたが、四百五名でございます。先程、前期高齢者の数というようなことでご質問されたと思うんですけども、その方が四百五人ということですよ。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

伊藤議員

七番(伊藤忠之) 二項、二目・納税奨励費の中の八節の報償費の地区の数とですね、それから納税組合運営補助金の世帯数をお願いします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

納税組合の組合数は三十三地区でございます。それから、納税組合の世帯数といたしましては、七百世帯ということで計上させてもらっております。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番(立石隆教) 細かいことで恐縮です。三項のですね、運営協議会費でその中の報酬と旅費、一節と九節、それが昨年の当初予算からすると、二千円ずつ上がっておりますが、運営協議会のこの費用弁償の方は、旅費の方は会長さんの研修等でいつも長崎でやってるんで、それが場所が変わるのかなというふうに思ったりはしておりますが、この費用弁償が増額されている理由、それから会長さんが出席されたら、その出席報告書というのは、毎回貰っているのかどうかということも合わせて伺います。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この運営協議会費の報酬につきましては、一千円掛けるの九人掛けるの二回分ということで計上させていただいております。それから、費用弁償につきましては、長崎の方で研修ということ、今のところ予算では一万八千六百十円というような予定を立てておりました、そのために二千円増額になっております。毎年会長さんですね、研修会ということで長崎市の方で実施されておりますけども、会長さんと協議をして出来るだけ出席していただくようにいたしておりますが、昨年度は会長さんがちょっと都合が悪いというようなことで、代理で私が出席させていただきました。その内容の中では、やはり今後の国保の動向、そういったものとか或いは健診そういったものの啓蒙普及、そういったものがですね、その研修会の中

でなされましたので、やはり国保運営協議会の会長として、そういう研修に参加することは大変有意義じゃないかなという
ような判断をいたしました。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 有意義なんです。私も実は出席したことがありますので、その折にですね、必ず私は有意義なことを勉強してくるんだから運営協議会の皆さんにもそれが分かるように会議の内容をですね、レポートをちゃんと書いて私は提出しました。それが今でもされているのかということでお伺いしております。昨年は課長が出席だということであれば、課長がそれを書かれたのかと、そしてストックされているのかということについて伺います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

会議に行った分の復命書として、概要そういったものを纏めております。ただ、先程、議員さんが言われましたように各運営協議会の委員さんにはですね、それを配布いたしておりますので、今後、やはりそういうような有意義な研修という部分に関しては、各委員さんにも報告をいたしまして、出来るだけ情報、そういったものの共有を図りたいというふうに思っています。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第二款・保険給付費

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 三項の一目・一般被保険者の中で、これの負担金、補助、この中で大体、小値賀から佐世保まで八万ぐらい、補助をしておりますけども、これは確認ですけど、八万円からといえば八件で一応、見込んでおるわけですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、八万円掛けるの八回分ということで見込んでおります。この移送費につきましたは、やはり緊急な場合という、そういうのが想定されますので、昨年度から少し増加傾向にございますので、そういった部分で昨年

度よりも余裕を持った計上をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

三番（土川重佳） 受診率ですね、二十一年度は五〇・四％とありまして、そして二十二年度は五五％を目標と昨年度の折

に言っておりますけれど、その結果をお知らせをお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

一応、五五％ということを目標にやってきましたんですけども、実績といたしましては、四七・三％というようなことになっております。

土川 議員

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 本年度の受診率の目標をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

本年度は昨年同様、五五%というようないことで一応、目標を掲げておりますが、基本としてはもう少し伸ばすような、そういうようなことも検討しなければいけないかなというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第十款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 十七頁の二款・保険給付費の中の五項、葬祭費の中で前年度よりも増額といたしますか、八万程、増えますが、あんまり好ましいことではないと思うんですが、増額の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

これは、一件二万円ということで十二件分を予算計上させていただいておりますが、昨年度も十六万計上して大体ギリギリという状況でございますので、少し多めに今年度は計上させていただいているという状況です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第一八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第一九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第一九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

介護保険事業については、第四期事業が二十三年度で最終年となっており、今年度は、第五期計画を策定する予定です。また、今年度は、新しいグループホームの開設により、介護給付費が伸びることを想定した予算を組んでおります。

予算総額は、第一条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ三億七千三百四十七万七千円でございまして、前年度当初と比較いたしますと、約六・五％の伸びの予算額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次、説明いたします。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千二百五十五万二千円を計上。算出基礎としましては、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成二十二年の所得状況で推計し、算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料は、一目・総務手数料、二目・督促手数料、いずれも一千円を計上しております。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金六千九百九十一万九千円計上。これは、保険給付される国庫負担率（施設一五％、居宅二〇％）に基づき計上いたしております。同じく、二項・国庫補助金、一目・調整交付金四千四百二十三万七千円は、同じく、保険給付費見込額に、過去の実績を加味した調整交付金見込率（一二・五％）で計上しております。二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）百二十七万三千円を計上。これは、介護予防事業分の補助金で、負担率二五％で算出しております。三目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）二百三万七千円計上は、負担率四〇％で算出し、国庫補助金を四千七百五十四万七千円としております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金五千三百九万七千円計上は、国庫負担金と同様に保険給付費見込額に対して、規定の県負担率（施設一七・五％、居宅一二・五％）で算出いたしております。同じく、三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）六十三万六千円計上、二目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）百一十八千円の計上で、いずれも国の半分の補助率で算定し、三目・事業費補助金は、廃目でございまして、県補助金を百六十五万四千円としました。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金一億六百十七万円計上、二目・地域支援事業支援交付金百五十二万八千円計上は、第二号被保険者の負担分でございます。支払基金交付金を一億七百六十九万八千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金四千四百二十三万八千円の計上、二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、県費と同額の六十三万六千円計上、三目・地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）も県費と同じく百一十九千円計上、四目・その他一般会計繰入金六百五十八万二千円計上は、事務費分三百三十九万三千円、地域支援事業枠外等の経費三百八十九千円を計上し、一般会計繰入金を五千二百四十七万五千円としております。同じく、二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金繰入金三百五十三万二千円計上、介護従事者処遇改善臨時特例基金

繰入金は、廃目で、基金繰入金を三百五十三万二千元といたしました。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・基金運用収入四千元計上は、基金利息でございます。

第九款・諸収入、四項・雑入の四千元計上は、いずれも費目設置でございます。同じく、五項・サービス収入、一目・予防給付費収入百九十九万二千元計上は、要支援者に対する介護予防ケアプラン作成に伴い、地域包括支援センターへ給付されるものであり、介護予防給付対象者四十五名分であります。

第十一款、一項、一目・寄附金一千元の計上は、費目設置でございます。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百万円は、前年度からの繰越金を見込み計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費六十二万三千円計上は、事務費でございます。同じく、二項、一目・賦課徴収費二万円計上は、保険料徴収事務に係る経費を計上いたしております。同じく、三項、一目・介護認定審査会費百八十七万二千元は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、十九節、佐世保市小値賀町介護認定審査会の当町負担が主なものでございます。二目・認定調査等費百六十六万六千円計上は、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料百四万円と、十三節・委託料の訪問調査委託料五十二万三千円が主なもので、介護認定審査会費を三百五十三万八千円としました。同じく、五項、一目・計画策定委員会費は、今年が第五期計画年でありますので、策定委員会開催費として二万円を計上いたしております。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費三億四百七十万三千円計上は、介護認定により、要介護一以上の被保険者が受ける各種の介護サービスに対する保険給付費でございます。同じく、二項、一目・介護予防サービス等諸費一千九百五十八万九千円計上は、要介護認定で要支援一及び二と認定された被保険者への各種介護予防サービスに対する保険給付費でございます。同じく、三項・その他諸費、一目・審査支払手数料三十四万二千元計上は、介護保険給付費の支払に係る、審査支払処理手数料分を計上しております。同じく、四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費八百三十一万六千円計上は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が、著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として、支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。二目・高額介護予防サービス費三万円は、同じく、要支援者の分を見込計上しております。三目・高額医療合算介護サービス費百万

円計上は、医療保険と介護保険の両方を同時に利用した場合に、利用者負担軽減のために、合算した金額で負担限度額を設ける制度でございまして、高額介護サービス等を九百三十四万六千円としております。同じく、五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費一千九百六十八万円計上は、施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足給付するものです。三目・特定入所者介護予防サービス費二十四万円は、同じく、要支援者の分を見込計上し、特定入所者介護サービス等を一千九百九十二万円としております。

第五款、一項、一目・介護予防事業費は、主に介護度が付く前の特定高齢者向けの配食サービス、機能訓練事業、高齢者健康教室などの事業でございしますが、十三節の委託料で、特定高齢者把握のための健診三百一十万円、訪問型の配食サービス百二十三万九千円、通所型の介護予防事業百三十四万四千円計上が主なもので、介護予防事業費を六百七十九千円としております。同じく、二項・包括的支援事業・任意事業費は、一般高齢者向けの事業や町単独の高齢者事業、地域包括支援センター事業費でございしますが、一目・包括的支援事業費四百三十四万円計上は、住民課内に設置しております地域包括支援センターに係る運営費です。五目・任意事業費二百三十四万三千円計上は、一般高齢者の配食サービス事業委託と重度の要介護者を自宅で介護している家族に対する扶助費でございします。六目・介護予防サービス計画費二百六十八千円は、要支援者のサービス計画作成を社協に委託する委託料百五十五万一千円が主なもので、包括的支援事業・任意事業費を九百二十九万一千円としております。

第六款、一項・基金積立金は、介護保険給付費準備基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の利息分四千円計上でございします。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金一千円計上、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金一千円計上は、いずれも費用設置でございします。

以上、予算の概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 一号被保険者ですね、介護保険は六段階、六階級ありますが、この減額の百万分の主なところはどこでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に六段階に分けて、それを人数に振り分けた金額で算定したところが百万七千円下がったというような状況でございます。まして、その内訳といたしましては、一段階の方が三千四百六十円掛けるの〇・五の計算でいきますけど、これが十三人、第二段階の人が四百九十五人、第三段階の人が二百五十四人、第四段階、これが平常の基本額になるんですけど二百八十五人、五段階が百五十人、六段階が二十九人とこういった現在の該当者の基で計算をいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石 議員

八番（立石隆教） 費目設置で滞納繰越分が出ておりますけども、滞納者は、ほとんど見込みとしてはいないということでしょうか。それとも、どうも滞納繰越分が出そうだということであればですね、件数と金額、大凡の金額というところを知りたいと思います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この滞納繰越分につきましては、昨日の一般会計の中でも十分に精査して予算計上するようにというようなご指摘があったとおりでございます。この介護保険料につきましても精査いたしましたところ、現在二月末での滞納が八件の三十五万三千八百円ございます。一ヶ月弱ではございますけども、その中で少しでも未納者を減らすようにですね、頑張りたいというふうに思いますが、全部徴収が出来なかった場合につきましては、補正の方で予算計上させていただきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） この八件の中で、最も滞納額が多い方っていうのは、一件どのような、幾らぐらいなんですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

最高額が十一万二千五百円でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 一号被保険者の皆さんと段々高齢化をしていく中で、色々とこれから新たに就職するわけでもありませんし、滞納して溜まっていけばいく程、大変な状況だと思っただけです。そういう状況とそれからもう一つは、その介護保険料についての認識を何歳まで持つておられる、持つていかれるかなというふうなことも思ったりするんですね、早急にきちんとした対応、他の方との公平性のこともありますので、「いいよ、いいよ。」っていう訳にはいきませんので、その辺のところの取組みというのは、どのように認識しておられますか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この滞納者につきましては、普通徴収ということで窓口で支払う方が全員でございます。年金から差し引かれます、特別徴収につきましては、今のところ一〇〇%収納というふうな状況になっておまして、こういう方々については定期的に訪問して事情を説明して納入をお願いしているところですけども、やはり何人かの方がどうしても金額が大きくなって簡単に納められないというふうな状況も発生してきております。そういう中で、当然、介護に係る分の収入をこの保険料で賄う部分というのもある訳ですので、そういうことの未納が無いようにというふうなことで、我々も対応しなければいけないというふうな思っております。そういう中で十分周知もしながら、それから未納者については、家庭訪問、そういった相談を続けながら出来るだけ滞納を減らしていきたいというふうな考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第三款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・県支出金

伊藤議員

七番(伊藤忠之)

八頁の三項・県補助金の中ですね、二目のその下ですね、事業費補助金の中で減額になっております。

これは、多分、歳出でも出てきますけども、小離島渡船船賃ですかね、補助金だと思っておりますが、これは県との話し合いの結果でなつたと思うんですが、その説明をお願いします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この補助金につきましては、小離島から本土といえますか、本島に例えばデイサービスとかそういうものを受けるために渡航するその船賃の補助金でございますが、基本的にそういうのが町としても想定されましたので、県と話をしておりますが、補助金という形で貰ったわけですが、実際にそういう実績がございませんので、また、大島とかの部分に関してはミニデイを実施しておりますので、わざわざ小値賀本島まで来る必要が無いというような部分がありあるのか、利用者が居りませんので、この部分に関しては今年度は一応、予算計上を見送ったというようなことでございます。

議長(横山弘藏)

ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番(浦英明)

急でありますか、休憩をよかですか。ちょっとすみません。

議長(横山弘藏)

しばらく休憩します。

議長(横山弘藏) 再開します。

県支出金、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏)

次に移ります。

第六款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十時 | 二十八分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十時 | 三十七分 | — |

議長（横山弘藏） 第七款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

立石 議員

八番（立石隆教） 十九節の特別徴収情報經由事務負担金、これの説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この負担金につきましては、年金への特別徴収に係る部分の事務費でございます。九円四十七銭円掛けるの一千二百九十円ということと算定をいたしております。

議長（横山弘藏） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第二款・保険給付費

松永 議員

九番（松永勇治） 五項です。特定入所者介護サービス等費は、これは二十二年度と全く同額の一千九百六十八万円の計上でございますけれども、負担金ですね。十九節の負担金が。二十二年度当初予算の審議の折にですね、通所サービスは減少

の傾向にあるということでした。それで通所サービスとですね、訪問サービスの利用状況についてお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この部分につきましては、総括して予算を計上しておりますので、その部分の動向については、ちよつと資料をただいま持ち合わせておりませんので、後で答弁させていただきたいと思ひます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 一項、一目の十九節で地域密着型介護サービス給付費、これが去年の当初の金額からいふとかなり、その前もそうですけども、比べて大きいもんですから、この内容について伺ひます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

このサービス給付費につきましては、グループホームに係る事業を予算計上しておりますので、『暖家』が九名掛けるの二十六万円掛けるの〇・九掛けるの十二ヶ月分、『おぢかの家』も四月から開設というような予定で、同じ金額で算定いたしておりますので、その部分が大きく増加しているというふうな状況です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第五款・地域支援事業費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 一項、一目のですね、介護予防事業費の中の十三節、訪問型介護予防の中の、多分これは配食サービスとは思ひますが、その人数とですね、次の二項、五目の任意事業費の中の一般高齢者の配食サービスの食数ですか、人数を教えてください。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

第一点の訪問型介護予防の配食サービスですけども、これを二百四十食分ということで計算をいたしております。人数に

については、申し訳ありません。ちょっと把握が出来ておりません。それから、十五頁の任意事業の配食事業でございますが、これについても百四十食ということで計算いたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 一項、一目、十三節の委託料でございます。そこに特定高齢者把握事業、これは若干、先程の説明で触れていたようですけども、これは委託先はどこになりますか。それから、これはどういうふうな形で報告書に書かれるのか、これは第五期の介護計画等に活かされるということになるのか、確認をします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十時 | 四十六分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十時 | 五十分 | — |

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

住民課長

この特定高齢者把握事業の一環としまして、健診事業を行っております。これは、診療所の方に委託しながら、それと健康管理センターと協力しながら、例えば配食サービスをどのような人を対象にしたらいいかとか、そういった予防活動について色々参考となるような資料作りを、この事業で行なっているところです。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 確認をします。じゃあこれは、この事業の三百十一万というのは診療所の方に委託料として入るということですか。今のは一部ですか。全部そうなのかということを確認をします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

三百十一万の内の一部でございます。その他にこの事業の中には、『値賀の里』の方から職員を派遣していただいております。その分の人件費相当分をこの事業で予算化させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） これはお尋ねですが、新しく建設されましたグループホーム『おぢかの家』つちゆうことですが、これ

に伴いまして、地域包括支援センターのですね、経費が運営費が増えるというようなことはないでしょうか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に、地域包括支援センターという役割につきましては、総合的な相談窓口、或いは予防活動の拠点となって、健康教室を開催したりとか通所のリハビリといえますか、機能訓練事業を行ったり、そういったものが主な事業でございますので、グループホームと直接関連がある事業を行なう所ではございませんので、そういったものの運営費が増加するということはございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 五目の二十節・扶助費、この中の百六十二万、介護用品支給事業が入っておりますけれども、この内容の説明と、先程、伊藤議員が質問されました目の十三節の訪問型介護予防について、ちょっとお尋ねします。訪問型介護について、よく患者さんたちゅうか介護を受けている人から聞くんですけども、身の回りの掃除とか、台所たちゅうところですかね、そういうところをよくしてもらうんですけども、自分の手の届かない所なるべくしてもらいたいと思っているんですけども、そこを言うんですけども中々してもらえないとか、そういうことを聞くんですけども、その点は如何でしょうか。やっぱり、手の届かない所をやってやるのがまた介護でもあるんじゃないかと私は思うんですけども…。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護用品事業、扶助費の件ですけども、これに関しましては、自宅介護を行なっている方のオムツを給付いたしている、そういうような事業でございます。当然、介護度が高くなればその分が金額が増えるような感じになっておりまして、介護度一、二の場合には月に二千元、これが酷くなって介護度が五になりますと月に五千元、そういった給付を行なっております。

それから、訪問介護サービスの中で中々申し込みをされた方の要望に出来ないというような、そういうような苦情があつているというようなことでございますが、中々こう予防介護サービスの内容につきましても、一定の基準があ

りまして、こういったことをやるというようなことがありますので、その申請をされている方の要望に全部応えることが出来ないと、こういうような、そういうところもあるとは思いますが。前の、この介護事業ではない『社会福祉協議会』のホームヘルプサービスの中では、かなり色んな部分で範囲が広うございましたので、そういった部分と比較されて中々物足りないとか、やはりこういうのをやりたい、やっていただきたいんだというようなところがあるのかとは思いますが、この介護サービスの基準というのがありますので、基本的にはそれに沿ったサービスを『社協』としてもやっているというふうを考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程、答弁を保留しておりましたので、その分についてご説明をいたします。

まず、訪問介護事業に係る配食サービスですけれども、この部分に関してが約三十名の方が該当というふうになっております。それから、自立の方の配食サービスですけれども、約十人の方が利用されておるといような状況です。それから、施設入所者と短期の入所者の利用状況というようになことで、そういう形で移行しているんじゃないかということ、件数がどれくらい実際にあるのかというご質問でございましたけれども、基本的に訪問からショートステイ、そういった方々に移行している数が増えておりますけれども、平成二十年でショートの利用者が七百件、平成二十一年度で六百九十八件、平成二十二年で五百十五件ということなんですけれども、一回当たりの利用日数が増えている、そういった状況にございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第一九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二〇号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（吉元勝信） 議案第二〇号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

後期高齢者医療制度は、二年ごとに医療費の推計を行ない、それに合わせて保険料を算定することになっており、第二期目となる二十二年度と二十三年度の保険料基準は、変更がありません。医療給付費等については、広域連合で各年度の積算を行ない、その基礎数値で各市・町に負担の割り当てがあり、それを本会計から支出することになります。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を三千九百二十二万三千円とするものでござ

います。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次、説明いたします。

第一款・一項・後期高齢者医療保険料、一目・特別徴収保険料一千二百四十五万三千円計上、二目・普通徴収保険料五百三十三万八千円計上し、後期高齢者医療保険料を一千七百七十九万一千円といたしました。これは、広域連合が賦課総額を決定して、各種の軽減額を算定し、各市町に配分をしたものを町で区分したものでございます。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料二千円計上。

第三款、一項・寄附金の一千円計上は、費目設置でございます。

第四款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・事務費繰入金四百七十一万九千円計上は、広域連合事務局の人件費等の事務費を二十一市町で按分するものでございます。二目・保険基盤安定繰入金一千五百九十四万六千円は、一旦、一般会計で受入れた国、県支出金と町の出し分を合わせて繰入れるものでございまして、一般会計繰入金を二千六十六万五千円としております。

第五款、一項・繰越金一千円計上は、費目設置でございます。

第六款・諸収入、一項・延滞金加算金及び過料二千円計上は、費目設置でございます。同じく、二項・償還金及び還付加算金、一目・保険料還付金二万円計上、二目・還付加算金一千円計上は、費目設置で、償還金及び還付加算金を二万一千円としております。同じく、三項・預金利子一千円計上は、費目設置でございます。同じく、四項、一目・受託事業収入七十三万四千円計上は、後期高齢者の健康診査業務を広域連合が小値賀町に委託するため、受託収入として受けるものでございます。同じく、五項・雑入は、一目・滞納処分費から五目・雑入まで費目設置で、五千円の計上でございます。

次に、歳出について説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、町における事務経費でございまして、総務管理費を百三十一万一千円としております。同じく、二項、一目・徴収費を十七万二千円計上、二目・滞納処分費六千円の計上で、徴収費を十七万八千円としております。同じく、三項、一目・健康診査費五十九万二千円計上は、町立診療所に対する健康診査委託料でございます。

第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金三千七百二十二万円計上は、広域連合への負担金でございまして、

内訳は保険料分一千七百七十九万一千円、保険基盤安定負担金分一千五百九十四万六千円、事務費負担分三百三十八万二千円等でございます。

第三款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金二万一千円計上は、前年度保険料徴収に誤りがあつた場合の還付のためのものでございまして、一目・保険料還付金二万円計上、二目・還付加算金一千円計上でございます。同じく、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金一千円計上は、前年度分の精算に係る分の費目設置でございます。

以上、予算の概要を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追つてご質疑願います。

第一款・後期高齢者医療保険料

松永議員

九番（松永勇治） 一目・特別徴収保険料の一節・特別徴収保険料の加入といひますか、人数ですね。二十二年度が五百八十人ということでしたが。それから、二目ですね、普通徴収保険料の人数を、これは二百五十人と二十二年度がですね、ということやりましたが、お尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

特別徴収者につきましては、五百七十人、それから普通徴収者につきましては、二百五十人ということで、今のところ見込んでおります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・寄 附 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸 収 入

立石議員

八番（立石隆教） 費目設置で延滞金と過料がついておりますけども、二十一年度におけるところの滞納っていうのはあるんでしょか。あれば、件数と額をお願いします。今までの、現在でお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在のところ、滞納繰越というのはありませんが、平成二十二年度分といたしましては、特別徴収については一〇〇%でございます。普通徴収が二月現在で九九・六二%ということで、何人かが未だ納められてないというようなことがあります。

議長（横山弘藏） 諸収入、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二〇号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二〇号、平成二十三年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第二一号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第二一号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

本年度の予算編成は、急を要する機器購入と公債費償還額の増により前年度当初予算より増加しておりますが、基本的には、施設の経常的な維持管理に必要な経費を計上いたしております。

第一条は、「歳入歳出予算」の総額の定めでございまして、九千二百二十五万円、前年度当初予算に比べまして七百四十五万円、八・九%の増といたしております。

第二条は、「歳出予算の流用」に関する規定でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について、ご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では五千四百八十九万円、前年度と比較しますと百六十九万円、三・二%増を計上いたしております。昨年の実績を勘案し、想定しております。二目・手数料は八万円を計上し、一項・使用料及び手数料を五千四百九十七万円といたしました。二項、一目・工事収入は、十七万円を計上いたしております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を三千五百九十九万円、対前年度比五百七十三万円、一九・五%増を計上いたしております。この内、起債償還の交付税参入分として二千二万二千円の交付が見込まれます。

五款、一項、一目・繰越金は百万円を前年度繰越見込みとして計上いたしました。

八款・諸収入、一項、一目・雑入、一千円は費目設置でございまして。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料六百二十二万四千円、三節・職員手当等四百九十八万三千円、四節・共済費百六十一万九千円は職員二名分の人件費でございまして。七節・賃金四十三万円はメーター検診時の補助員の賃金三十九万六千円と六島・大島の水道施設の草刈作業賃金三万四千円を計上いたしております。八節・報償費九万円は水道料金の納付書、領収書配布業務を行なっていた地区の会長さん・婦人会支部への謝礼を計上しております。九節・旅費十四万二千円は会議出席や健康診断等の旅費を計上しております。十一節・需用費一千七十四万九千円は消耗品費百六十四万六千円、燃料費二十二万九千円、印刷製本費二十一万八千円、光熱水費五百四十九万六千円、修繕料三百十六万円で、修繕料の主なものといたしまして、六島地区の逆浸透膜交換四十八万円、高圧ポンプ修理七十八万円を計上いたしております。十二節・役務費四百二十万八千円は、原水、浄水の法定水質検査手数料が主なもので、今年度は三年に一度の全項目検査の年で四十三万九千円増で計上しております。十三節・委託料四百三十六万七千円は、各種維持管理のための経費を計上いたしております。内訳といたしまして、大島浄水場電気工作物保安業務委託料十萬九千円、配管漏水修理委託料は委託職員の人件費として二百三十六万三千円、六島海水淡水化装置メンテナンスとして、年四回の委託料

を七十三万五千円計上、水質検査(残塩)分の委託料十二万九千円は、休日に管路末端の家庭の蛇口で残塩検査を実施していただいている方への委託料です。野崎水道施設の水質検査、点検業務委託料七万一千円は月三回の水質検査と配水地の点検をIT協会への委託料を計上しております。離島浄水場維持管理委託料九十六万円は、六島・大島の各浄水場の管理を両地区会長さんへ委託しているものです。十四節・使用料及び賃借料四十二万一千円は、離島の施設管理のための船舶借上料十九万一千円、その他賃借料として軽トラックのリース料等二十三万円を計上しております。十六節・原材料費三百六十二万五千円は、配水管の修理、メーター器の取替え等の水道資材を計上しております。十八節・備品購入費百八十五万円は、中村浄水場内にあります最終工程の浄水タンクに設置する濁度計百四十七万円が主なものです。十九節・負担金、補助及び交付金八万八千円は、資材単価作成のための長崎県水道設計積算検討会への負担金七万八千円、水道協会負担金一万円を計上しております。二十七節・公課費二万七千円を計上。三目・消費税、二十七節・公課費百八十二万円は二十二年度分の消費税及び地方消費税として計上しております。

これらにより、一項・総務管理費の総額を対前年度比三百六十万五千円、九・七%増の四千五十四万三千円といたしました。

三款、一項・公債費は長期償還金の元金三千七百七十五万三千円、利子一千二百五十五万四千円の計上で一項・公債費の総額を五千三十万七千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費に四十万円計上いたしております。以上、予算の概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(横山弘藏) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

松 永 議 員

九番（松永勇治） 三目の消費税ですが、これはお尋ねでございます。前年度も一緒ですけど、二十二年度消費税及び地方消費税というのは、ちよつと消費税だけでいいんじゃないかと思うんですけども、内容及び消費税についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） この消費税には、国に収める分の消費税分と地方へ収める地方税分が二つありますので、こういうふうな上げ方をしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加 山 議 員

二番（加山雅徳） 一目の十八節の備品購入費ですか、この中に先程の説明で、中村浄水場の汚濁計というふうな説明をされたと思うんですが、もう少し内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

中村浄水場で、各第一、第二浄水場がありまして、それで浄化された水がですね、最終的に浄水タンクの方に一旦入ってそこから送水ポンプで排水地の方に上げるんですけども、この浄水タンクの中には他の前方地区とかですね、他の地区からの原水がそのまま入ってくる状況になっております。で、中村浄水場の第一、第二はそれぞれ汚濁計が付いているんですけども、最終工程の浄水タンクの中には、他の原水が入ってくるものですから、そこで最終的に汚濁計を付けて汚濁の状況を確認する必要があります。ありますから、今までそれが付いてなかったものから、一応、保健所からも一応、指摘さ

れましてですね、今回、汚濁計を付けるようにしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二一号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二一号、平成二十三年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二二号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第二二号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

本年度の予算編成は、機器の補修や各地区のマンホールポンプの保守点検に重点を置き、施設の長寿命化を図ることを柱に行なっております。

第一条は、「歳入歳出予算」の総額の定めでございまして一億八千五十万円、前年度当初予算に比ばまして八百六十万円、四・五%の減といたしております。

第二条は、「歳出予算の流用」に関する規定でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について、ご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では二千二百七十八万七千円、前年度と比較しますと六十二万七千円、二・八%増を計上いたしております。二十二年度の実績と新規の加入を推計し、計上いたしております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金一億五千七百七十一万三千円、対前年度比、七千八百三十七万三千円増を計上いたしております。本年度は起債償還の財源として資本費平準化債を借入れないため、一般会計からの繰入が増加いたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度からの繰越金百万円を見込んでおります。

七款・町債は、廃目いたしております。

歳出に移ります。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料三百十四万四千円、三節・職員手当等二百九十一万二千円、四節・共済費八十一万九千円は職員一名分の人件費でございます。九節・旅費十七万三千円は、汚水処理担当者会議、施設の実務者研修会等の出席のための旅費を計上しております。十一節・需用費二万七千円計上。十二節・役務費四万円計上。十九節・負担金、補助及び交付金四十四万九千円は各種協議会への負担金四件分十二万一千円、水洗便所改造資金融資の利子補給補助で、新規八名を含め六十七名分を見込み三十二万八千円を計上しております。三目・漁業集落排水管理費は大島、斑地区の管理費を計上しております。十一節・需用費二百七十八万四千円は、薬品等の消耗品七万二千円、光熱水費百三十二万四千円、修繕料百三十八万八千円は大島地区のマンホールポンプ引込開閉器盤の取替え五十六万円、非常用発電機の基盤の取替え五十二万五千円が主なものです。十二節・役務費二十五万二千円は、電話料等の通信運搬費五万二千元、水質検査手数料四万円、汚泥引抜き手数料十六万円を計上しております。十三節・委託料九十八万六千円は、電気工作物法定点検委託料二十一万八千円、年六回分の点検費用を計上しております。終末処理場運転調整業務委託料三十万円は、年三回分の点検費用を計上。情報配信業務委託料九万円は、斑地区分で十二ヶ月分の保守費用を計上。終末処理場管理業務委託料三十六万円は、大島地区の管理分で地区会長へ依頼しております。浄化槽管理委託料一万八千円は、斑地区分です。十四節・使用料及び賃借料一万円は、大島地区管理のための船舶借上料を計上。二十二節・補償、補填及び賠償金六千円計上。四目・農業集落排水管理費は、前方、柳地区の管理費を計上いたします。十一節・需用費三百四万四千元は、薬品等の消耗品十五万六千円、電気・水道料二百五十八万八千円、機器の修繕料として三十万円を計上しております。十二節・役務費七十万一千円は、浄化槽法定検査手数料三万六千円、汚泥引抜き手数料六十六万五千円を計上いたします。十三節・委託料八十七万円は、電気工作物法定点検委託料の年六回分として五十五万円、運転調整業務委託料の年三回分として三十万円、消防設備点検二万円を計上しております。五目・公共下水道管理費は、笛吹、浜津地区の管理費を計上しております。十一節・需用費七百五十一万一千円は、薬品等の消耗品十四万九千円、電気・水道料三百九十七万六千円、修繕料三百三十八万六千円は、監視システムの改修二百二十五万七千円、雑用水給水ポンプ及び配管修理七十万円が主なものです。十三節・委託料七百八十九万七千円は、電気工作物法定点検委託料の年六回分として百十三万七千円、消防設備点検四万九千円、マンホールポンプ点検委託料三百九十六万八千円計上は、船瀬地区二箇所、中村地区二箇所、浜津地区一箇所、大浦地区一箇所、黒島地区一箇所の合計七箇所のマンホールポンプの点検整備を計上しております。情

報配信業務委託料一万三千円は、黒島のマンホールポンプ分を計上いたしています。処理場内電気・計装設備点検業務委託料二百七十三万円は、供用開始後七年が経過いたしておりますので点検を行い、事前に適切な処置を施し予防保全を図るために、電気・計装設備全体の点検を実施する計画です。十四節・使用料及び賃借料五万円は、ユニツク車の使用料を計上いたしております。十五節・工事請負費六十万円は、新規の下水道加入者のための公共柵設置費用三件分の計上です。六目・消費税、二十七節・公課費は消費税分百三十万円計上。七目・合併浄化槽管理費は、本島十六戸、納島十二戸の管理費を計上いたしております。十一節・需用費五万三千円は、消耗品費四万三千円、修繕料一万円を計上。十二節・役務費九十一万二千円は、浄化槽法定検査料十八万五千円、汚泥引抜き手数料七十二万七千円の計上です。十三節・委託料五十七万八千円は、維持管理委託料の二十八戸分の計上です。十四節・使用料及び賃借料五万円は、納島分の汚泥を運搬するための船舶借上料です。十九節・負担金、補助及び交付金一万二千円は、協議会への負担金です。二十二節・補償、補填及び賠償金十五万六千円は、合併浄化槽運転に係る電気料補償費二十六戸分の計上です。

以上により、一項・総務管理費の総額を三千五百三十三万六千円、対前年比四十九万四千円、一・四％増といたしました。三款、一項・公債費、一目・元金一億一千六百六十八万七千円、二目・利子二千九百二十六万九千円を計上し、一項・公債費の総額を一億四千五百九十五万六千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を二十万八千円計上いたしております。

以上、予算に係る概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

立石議員

八番（立石隆教） 先程の説明で、新規の加入を想定して計算したということですが、平成二十三年度は何件ぐらいの加入を見越しているのでしょうか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

平成二十三年度の一応、加入目標、加入するだろうということで目標を掲げていますけれども、本島分で一応、五戸、斑で一応、三戸ということ想定をいたしております。一応、昨年はかなり前年度は実績が上がったんですけれども、このところの漁業者の、特に漁業者の斑ですけれども、こういう景気の落ち込んでいる状況の中では、少し下がるのではないかなということ、こういうふうな数字を上げさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第四款・繰入金

松永議員

九番（松永勇治） 一般会計繰入金が七千八百三十七万三千円、大幅な増額となっております。内容を見ますとですね、公債費が九百九万六千円減額しておりますが、このような、その総務管理費で二百五十三万七千円の新たな増ですけれども、そうした場合、相対的に見た場合ですね、どうもこの七千八百三十七万三千円の繰入がですね、この町債の八千七百六十万円の減と相殺せんと合わないんですね。そうした場合に、町債のうちゅうのは事業費で、歳出の方で事業費が上がってくるわけですから、借入ば、これを充当して計上するということですけども、その辺を一つ説明して下さい。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今のご質問は、この一般会計繰入金の方が七千八百三十七万三千円増えているのですね、この数字と下水道事業債の八千七百六十万円が合致せんばいかんっていうご質問ですよ。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 三十六分 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十一時 | 三十八分 | — |

建設課長

議長（横山弘藏） 再開します。
建設課長（升水裕司） お答えいたします。

先程のご質問ですけれども、この下水道事業債の町債の分で八千七百六十万減になってますけれども、これは事業を起すための起債ではなかったということで、借金を返済するための平準化債でしたということでした。ただこれだけだと思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 分かりました。そうするですよ、今後、二十四年度からでもですね、結局、平準化債が無くなると思いますね、大体、公債費が少しは減ってくるんでしょうけど、この程度の一億五千七百万程度の一般会計からの繰入がずっと必要になってくるということですか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） これは、町全体の財政に関わることだと思っただけなんですけれども、本年度はですね、本年度の当初予算では、何とか一般会計の方が遣り繰りが出来たということで、今回、平準化債を借らないようにしてまされども、次年度は一般会計の方の遣り繰り状況では、ひよっとしたら平準化債を、また、借らなければいけません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 平準化債については、余り勉強してないもので、ちょっとお聞きしますけど、平準化債の利率ですね。それと、償還期間、そうした場合に借らないで良いってことは一般会計の余裕があったから、「今度は借んなさんなよ。」と、「借らずにこつちから持ち出しますから。」ということですね、そうすると……。ただ、私が聞いているのは、この平準化債を借らねば大体、今からこのぐらいの、今、上げてくるぐらいの、まあ公債費が少し落ちていくでしょうけども、何百万かですね、ですけども、このぐらいの一般会計からの繰入が必要ですし、平準化債を合わせて、これぐらいの金額が足りないということですね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） 平準化債を借らなければ、今からずっと借らなければですね、こういう程度になっていくだろう、まあ、うちの方の起債の方も公債費も徐々には下がりますけれども、大体、こんなふうな推移になるかと思えます。そして、一応、出来るだけ平準化債を借ったからといって、不利になる訳ではなくて、借金を先延ばしにですね、先延ばしにずつつているようなことになってるわけです。ですから、出来るだけ一般会計の方に、もし余裕があるのであれば、なるべ

く、そういう借金を先延ばしにするんじゃないかと、早くですね、償還できればというふうに思っております。それと、平準化債の内容については、詳しいことは一応、財政課長の方に、ちょっと答弁していただきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

資本費平準化債につきましては、平成十九年度から二十二年度まで借りておりまして、今、合計で二億九千二百八十万円の起債を起しております。下水道債については、普通交付税の事業費補正の方で見られますし、借りている下水道事業に對しては下水道債と過疎債が充当されております。半々充当されております。過疎債については、ご存知のように普通交付税の公債費の欄で財源措置されております。そういった中で、何故、資本費平準化債を借りるようになったかと申しますと、下水道施設の耐用年数と実際の償還期間がですね、ズレがあるということ均等に下水道の受益者に負担を強いられるんじゃないかということで、資本費に對して計算方式によりまして、新たに起債を起して良いというのが資本費平準化債でございます。それは当然、料金収入で賄っていく、償還していく、財源は料金収入ということになっております。そういう中であつて、どういう視点でしたかといえますと、実質公債比率が急激に小値賀町の場合、良くなつておる状況の中で、この下水道資本費平準化債を借りることによつて、約三%ぐらいの実質公債比率の数字の変動がございます。一八%を越しますと地方債については許可制度になつておりまして、実質公債比率が一八%未満であれば同意という格好で、起債の實際の手続き上は何も変わらないんですけども、一応、国や県の目が光るということもございまして、当時、非常に厳しい中、公債比率が高い段階では実質公債比率が高い段階では、この資本費平準化債を上手く使つていこうという視点もございまして、昨日もご報告しましたように実質公債比率が下がった中で、基金に積む余裕があつたものから、二十三年度は、後年度段々過疎化の進む中で借金を残すのも如何なものかというふうな気持ちもあつたもので、様子を見ようということとで、今回は資本費平準化債を借りない方向でいこうというふうな財政の方としては決めました。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 答弁漏れがありませんか。利率と償還年限と、それと交付税算入も合わせて、平準化債に對する交付税の算入ですね。それと實際は何%、どのぐらいの町の持ち出しで償還できるのか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

利率については、正確なところはちよつと資料が手元にありませんけれども、大体、縁故債を借りる格好になりますので、約一％、今の金利でいくと一・何％かだと思えます。その他、交付税算入につきましては、基本的には下水道債が現在、四％交付税算入ですけれども、その平準化債についても後年度そういう格好で四五％みられるという格好になります。それと、償還年限ですけれども、それはちよつと手元に資料が無いので覚えておりませんので、後でお答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） これを計算するにはですね、借った方がいいか、借らん方がいいか、一般財源、町から繰り入れた方がいいかちよつと私を尋ねたいので、今、利率と償還あれが分からんとちよつと後の質問が出来ません。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この資本費平準化債が得かどうかということになりますと、ちよつと色々な複雑な条件が入りまして、過去、今まで借りた分につきましては、非常に平準化債を借りたことよつて良い、有利な部分もございます。しかし、この制度設計自体は基本的には損得が無いような格好でございます。当該年度に事業費補正でみられる下水道債の交付税算入部分が、後年度にその償還が始まった時に、この平準化債については同じようにみられるということになりますので、その制度設計からいきますと、利息が経営上、上手くいくようになるように長く借りれるものですから、長い期間で償還できるものですから、その利息は若干発生すると。その利息分は資金繰りが良くなる分だけの利息は若干増えるということですが、交付税算入自体は、全く当該年度に事業費補正でみられる部分と後年度にその償還の度にみられる事業費補正とは、ファイファイタイプという格好になります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、公債比率が上がることも少し恐れたんじゃないですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） 先程も言いましたように、非常に単年度で二〇％を越すような実質公債比率の時期がありましたけれども、そういった時期にこれを借り入れることよつて、その部分が下がるという効果がございました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） この件については、私も関連質問したかったですけども、ただいまの答弁で大体分かりましたんですけど、大体が何と言いますか、一般会計から繰入するのは一応、止めてこの資本費平準化債を借りてやっつけようかというのは、さつき課長が言ったとおり実質公債費比率を考えて資本費平準化債を借りたと思うんですね。それで、二十二年度に、まあ二十一年度は一八・四%やったですかね、それが二十二年度に一四・何%になったというふうに昨日説明がありましたけども、それで落ち着いたということ。そして、二十三年度にも一三%をきるとか何とか言ってたですもんね。だからそこを見越して、安定したから今度は資本費平準化債を止めて、何て言いますか、この一般会計から繰入して、この繰入金でやっつけようかというのとは大体分かるんですけども、私も今、松永議員が言ったように、この資本費平準化債が一応、有利ではないかというふうに思ったもんですから、「あら、何でこれを取り止めて一般会計からわざわざ繰入するのかな。」と、そしたらまた少しやっぱり実質公債比率が上がってきたら困るなあと思っただもんですから、私もちよつとそこを聞こうかなと思っておったんですよ。私もちよつと未だ少しよく分からないんですけども、そういうことで確認の意味でお尋ねをします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この資本費平準化債は、借りた場合と借りない場合で実質公債比率の推定をいたしまして、問題ないということ。今回は借らないようにしております。実際にはこれを借りますと、今、先程、金利の件ですけれども、二十二年度で一・七四%の利息でございます。これが親和銀行の方から借りるもんですから、これがこういう政府資金でない場合は金利等も非常に不安定でございます。金利が例えば十年間は一応、補償しても、その後の金利については、また話し合いをするとか、そういう色んな条件が付される場合がございます。そういうことを考えますと、必ずしも借りた場合の金利についても、四五%は交付税措置されるわけですけども、五五%は町の真水部分で持たないといけないということを考えますと、必ずしも借金をすることが良い事ではないというふうに私は考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 大体、分かりました。

それです、これはお尋ねじゃないんですけど、これも確認の意味で聞きますけども、二十一年度に公債費負担の適正化の計画の中で、一応、作成をしたわけなんですけど、これはやっぱり一八%を越すところだったのをやっぱり作らなくちゃいけないということになっておりまして、これが一三%ぐらいになるということは、一八%きつたんですから作らなくとも良いということですかね。お尋ねします。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(中川一也) おっしゃるとおりでございます。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番(松永勇治) 私はですね、この一般会計繰入金がこういうふうになるとですね、住民の負担が差し支えありませんけれども、一般会計の方が今、基金を沢山持つて腹が太いようですが、大変だという考えを持ちましたもんで、平準化債を借られれば、借った方がいいと思いますけど、先々で起こすことも出来るんじゃないから、公債費がある分についてはですね。私の考えは一般会計が本当、大変だなど。一億五千万、一億六千万、こういうような一般会計からの繰出しはですね、そういうことで申し上げます。分かりました。

議長(横山弘藏) 繰入金、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第七款・町債

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 歳出に移ります。

第一款・総務費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・公債費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二二号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二二号、平成二十三年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

議長（横山弘藏） 再開します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 五十五分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 一時 | 三十分 | — |

日程第七、議案第二三号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第二三号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算について説明いたします。

はまゆう、さいかいの両航路が、離島住民及び観光客の大事な足として、そのサービスの向上に努め、責務を果たしていきたいと考えております。

それでは、内容の説明をいたします。

予算総額は、第一条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ五千五百八十万円で、前年度当初予算とほぼ同規模の予算額となっております。

第二条は、「歳出予算の流用」です。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

七頁をお開きください。

一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入を五百三十六万八千円計上しました。同じく、二目・荷物運賃収入を五十三万七千円、同じく、三目・郵便物航送収入を二百十二万七千円、同じく、四目・雑入を二万三千円とし、はまゆう営業収入の総額を八百五万五千円といたしました。四目・雑入において大幅に減額してはいますが、これは、はまゆうが平成二十二年度から交付税の対象であるスクールボートから外されたために、これまでスクールボート運行業務委託金として、教育委員会から頂いていた分を全て落とし、中学生三人分の定期旅客運賃として計上したためです。同じく、二項・さいかい営業収入、一目・旅客運賃収入を四十八万四千円計上しました。同じく、二目・荷物運賃収入を二十一万四千円、同じく、三目・郵便物航送収入を四十七万八千円、同じく、四目・雑入を二万一千円とし、さいかい営業収入の総額を百十九万七千円としました。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金を二千八百八十一万二千元としました。本年度の欠損見込額に、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行なっております。

三款・県支出金、一項・県補助金を五百二十三万六千元としました。国庫補助金と同じで、本年度の欠損見込額に、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行なっております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を、一千九百万円としました。

五款、一項・繰越金は、五十万円としました。

次に、歳出を説明します。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千五百五十二万二千元は、渡船会計の事務費であり、事務職員二名の人件費が主なものです。同じく、二目・はまゆう運航費二千五百九千円は、はまゆうの運航に係る経費であり、船長一名、船長兼甲板員の委託船員〇・五名、委託甲板員一名分の人件費と、十一節・需用費の燃料費六百一萬八千円、船の修繕料百十八万円が主なものです。同じく、三目・さいかい運航費一千五百八十七千円は、さいかいの運航に係る経費であり、船長一名、船長兼甲板員の委託船員〇・五名、臨時船員一名の人件費と、十一節・需用費の燃料費七十二万一千円、空気調節器を含む船の修繕料百八十七千円が主なものです。以上により、渡船管理費の総額を五千二百三十八万八千円としました。同じく、二項・営業費を百十八万円としました。大島、納島、六島地区の郵便物収集・配達の委託料でございます。

二款、一項・公債費、一目・元金百六十四万七千円、同じく、二目・利子十三万五千円を計上し、公債費の総額を百七十八万二千元としました。

三款、一項・予備費を四十五万円としましたが、これは、各種の軽微な予算増額変更に対応するためのものです。

以上、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・渡船事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

浦 議員

五番（浦 英明） 十頁ですね、役務費ですね、船舶検査手数料（中間検査）が三万円で計上されておりますけども、これは毎年計上されているようですが、漁船の場合は三年に一回だと思っただけですけども、そこを確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

毎年必要です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） これ中間検査でありまして、三万円の計上ですけども、仮にこれ中間でなくて定期検査の場合だったら、幾らになるんですかね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 定期検査の場合は、四万六千八百円になります。五年に一度です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） そしたら、四万六千円ということだったら、中間検査とそんなに変わらないから、漁船の場合、大きい船でありますと二十トンを超しますと、エンジン何かをあげて、それで検査を受けるといふふうなことになっておりますけども、そんなに大きい船ではありませんので、そういったエンジンをあげて検査するということは、過去にも無かったわけですかね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 申し訳ありませんけれども、過去の事がちよつと分かりません。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それでは、後で結構ですので、無いだろうとは思いますが、一応、調べておいていただけませんか。

次にですね、その下にありますが、船客傷害賠償責任保険料、これが十四万で計上されております。それと、さいかいの方にも、その半額七万円で計上されておりますけども、この船客責任保険料、保険の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

これは、人に対する保険でして、内容的には、船客賠償、船客に対する救助費、手荷物賠償、緊急対応費用、慣習上の支払、船外第三者賠償、船外第三者に対する救助費というようなものが、内容的にはあります。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） これにはですね、傷害と書いておりますので、あつてはならないことですが、死亡に至るようなところまでは、これは入っていないわけですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 船客賠償ということで私が一番に申し上げましたけれども、その中に、人命等に関わる場合の補償額が書いております。一人当たり三千万円です。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 何名に限るとか、そういった限度はありませんか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 私が今、三千万と言ったのは基本契約のみの加入の場合でして、色々また上乗せがあります。全て、色々な上乗せを乗せますと、一人当たり三億円掛けるの船客の定員数、はまゆうが六十人ですので、六十掛け三百八十億円ですか、まで認められるようです。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 十四万ではちよつと安いなあと思ったんですね、保険料がですね。それだったら、まだそれ以上の保険料が掛かるではないだろうかなあと思つたもんですから、一応、限度を聞いたわけなんですけども、三億掛けるの六十人で百八十億……。これは十四万の保険料じゃなくて、別に上乗せして付けるということでしたかね、説明は。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） はい、そうです。上乗せした分が、約十四万円に、はまゆうの場合にはなるということで。保険料がですね。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| — | 休憩 | 午後 | 一時 | 四十四分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 一時 | 四十五分 | — |

議長（横山弘藏） 再開します。

渡船事業費、ほかに質疑はありませんか。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 先程、答弁漏れがありました。エンジンをあげての検査があつたかということなんですけれども、過去にはありません。

議長（横山弘藏） 渡船事業費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第二款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 八頁、国庫補助金ですが、一項の。もう一度ですね、増額の理由をもう一回教えて下さい。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

昨年度よりも、約四百万円上げておりますけれども、今までの国庫補助金額が、ちよつと十九年度から読み上げてみますと、約二千三百万、二十年度が約二千六百万、二十一年度が約二千七百万、二十二年度が一千九百万の予定です。こういうふうに関庫補助金が年によって補助率が極端に違うもんですから、はつきりいって、難しいと、見込むのがですね。色々問題がありまして、昨年度の当初は一千七百八十八万組んでおりまして、先程、私が言いました四ヶ年をちよつと考えますと、今回は二千八百八十一万二千円程度、組みたいなということで上げております。

議長（横山弘藏） 松 永 議 員

九番（松永勇治） 国庫補助率と県の補助率をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） はまゆうとさいかいがあるわけですけれども、はまゆうの方だけ…。両方とも答えます。ちよつと過去に遡ってですね、二十年度に遡ってちよつと…。今回の…。今回の積算は、はまゆうで五七％、これはあくまでも欠損見込額の五七％、そして、さいかいで国庫補助金は七〇％を見込んでおります。

県費が、はまゆうで一六・〇％、さいかいが一四・〇％。

議長（横山弘藏） 松 永 議 員

九番（松永勇治） 大体、国庫補助金というのは、大体、国と県、両方から来た場合ですよ、国が例えば五〇％、県が二〇％というふうな大体、補助率になるわけですよ。そうした場合、一方の国庫補助金の方ではですね、三百九十三万二千円増

え、そして今度は、県補助金では逆に三百六十一万四千円落ちると、大体、普通、通常の場合は国庫補助金が落ちれば、事業費によって違いますけど、率を掛ける額によって違いますけど、この場合はあくまでもあれでしょうから、一方が上がって、一方が下がるといえるのは、ちよつと通常の場合、考えられないわけですよ。その点、どういふふうな仕組みになっておりますか。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、国が欠損見込額に対して補助を付けるわけなんですけれども、全国の補助航路辺りにですね、補助額というのがある程度決まっております。そして、それぞれの補助航路から出た欠損見込額に応じて補助金を割り当てるわけなんですけれども、その額にしても年によって結構変わっているということなんです。それと、プラスのどういふふうに見込んでるかっちゅうとが、はつきり言つてよく分からないんです、率がですね。ですので、今までの流れを見ると、国が多い場合には県の方が減らしておると、補助金をですね。国が少ない場合には県の方がちよつと上乘せしておるといふふうな状況で、一定率で貰っているわけではありません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。
この表決は、起立によって行います。

議案第二三号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(横山弘藏) 起立全員です。

したがって、議案第二三号、平成二十三年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二四号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 議案第二四号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

平成二十三年度は、診療報酬の大きな改定はないものの、国県においては、病院経営の効率化を目指し病床利用率が悪い病院は、病床数の削減や診療所化などへの抜本的な見直しが求められています。小値賀診療所は町内唯一の医療機関であり、地域が抱える過疎・少子高齢化に対応すべく診療体制の充実を図り、公立診療所としての役割を今後も継続していきたいと思えます。

予算編成においては、入院患者・外来患者数の増減による影響を勘案した診療報酬の算出、また、看護師等の医療スタッフの確保による人件費、医療器械購入を柱にした予算編成を行なっております。益々厳しい運営が予想されますので引き続き運営の効率化、ジェネリック医薬品の導入促進等歳出の削減、さらに疾病の早期発見のための検査、予防医学に努めながら医療サービスの向上と安定した診療所経営を目指していきたいと思えます。

第一条は、「歳入歳出予算」の総額の定めでございます。四億二千四百万円(前年度当初予算比三十万円、〇・〇七%の減)といたしております。

第二条は、「地方債」の規定で、ソフト事業の専門医外来確保事業で五百五十万円、医師代診応援事業で二百万円、それから医療機械器具購入事業に係る地方債借入分で百七十万円としております。

第三条は、「歳出予算の流用」に関する規定でございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について、説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で四千九百八十二万円（前年度比三・五％増）を計上しております。前年度の実績とこれまでの入院の動向を勘案し、予算化しております。内訳といたしましては、一目・国民健康保険診療報酬収入を三百六十万円、二目・社会保険診療報酬収入を百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入三千六百万円、四目・一部負担金を四百八十一万円、五目・その他診療報酬収入を六十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事分でございますが三百八十一万円を計上いたしました。二項・外来収入は、二億九千六百四十二万二千円（前年度比一・九％減）を計上しておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康保険診療報酬収入を七千万円、二目・社会保険診療報酬収入二千四百万円、三目・後期高齢者診療報酬収入一億四千万円、四目・一部負担金四千二百一十万円、五目・その他診療報酬収入二千四百四十一万二千円で、内訳といたしまして、生活保護費分を六百万円、特老診療分を三百七十二万円、学校医分を七十六万八千円、事業所・学校健診分として四百二十五万円、理学療法士が行う介護保険のリハビリ関係分として百十三万四千円、定期予防接種分として三十万円、その他、胃がん検診や原爆・結核健診分として七十四万円、新年度から新たに行う任意の予防接種の個人負担や委託料として七百五十万円の合計の計上でございます。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料で、入院患者や家族の施設使用料と医師住宅使用料収入として三十六万円計上、二項・手数料、一目・文書料で、介護保険診断書料、各種診断書料などで百十八万四千円を計上いたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費分を六百万円計上、二目・一般会計繰入金で四千五十万円計上し、一項・他会計繰入金を四千六百五十万円といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額を一千万円の計上。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子は費目設置でございます。二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料六百八十万円計上で、一節・市町村国保分五百万円、二節・市町村国保以外分百八十万円といたしております。三項、一目・雑

入、一節・給食収入で入院患者の付添者等の給食収入七十二万円、二節・雑入で保険外の自己負担分や研修医・医学生受入謝礼等として二百九十九万三千円を計上し、三項・雑入を三百七十一万三千円にいたしております。

七款、一項・町債、一目・病院事業債九百二十万円の計上は、過疎債として専門医外来確保事業として五百五十万円、医師代診応援事業として二百万円、辺地債として医療機械器具購入事業として百七十万円を予定しております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費といたしまして、一節・報酬で一万二千元計上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節・給料六千二百四万円、三節・職員手当等五千百七十六万円、共済費一千五百三十三万五千元は、一名の医師とその他の職員十六名分の人件費を計上しております。七節・賃金六百八十万六千元は、看護師、給食、薬局、特定健診時の臨時雇い賃金を計上しております。八節・報償費二百四万円は、離島・へき地医療支援センターからの代診に係る医師診療謝礼及び研修医の当直謝礼を計上しております。九節・旅費十六万六千元は、各種協議会、補助金申請ヒアリング出席のための旅費を計上しております。十一節・需用費は、八百三十一万一千円の計上。十二節・役務費で、通信運搬費、手数料、各種保険料等二百八万円を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として二千二百七万円の計上でございます。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と船舶及び車の借上料等二百八十六万五千元を計上。十八節・備品購入費では、往診車と庁用備品購入費として二百万円の計上。十九節・負担金、補助及び交付金は、各種協議会負担金と、眼科、整形外科等の専門外来医師招へい負担金と旅費補助の五十二万六千三百円を計上。二十七節・公課費で五万五千円を計上し、一項・総務管理費を一億八千八百三十三万三千円といたしました。二項、一目・研究研修費は、九節・旅費で四十八万四千元、十一節・需用費十九万八千元、十八節・備品購入費で十万円、十九節・負担金、補助及び交付金で十一万三千円計上し、二項・研究研修費を八十九万五千円といたしました。これらにより一款・総務費は、一億八千六百九十九万八千元（前年度比〇・五%増）となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費二千二百七十三万一千円の計上は、十一節・需用費で医療機器の修理代三百万円計上。十二節・役務費で医療機器の故障に備えた保険料百九十四万九千円計上。十三節・委託料でCTスキャナー、X線診断装置、医療ガス設備、人工呼吸器の保守点検料として三百二十二万四千円の計上。十四節・使用料及び賃借料で在宅での医療酸素濃縮器リース料、その他医療機器リース料として五百四十七万六千円計上。十八節・備品購入費で九百八万二千元計上。内訳としまして多項目自動血球分析装置、血液ガス分析装置、電動ベッド、ベッドサイドモニター、その他の

医療器械の購入の計上でございます。二目・医薬品衛生材料費二億四千万四千円は、十一節・需用費で二億八十三万円計上。内訳としまして薬品代を一億八千万円、任意予防接種のワクチン代として五百二十三万円、衛生材料費で七百八十万円、検査用試薬代として七百二十万円、酸素ボンベ代十二万円及び血液代として四十八万円の計を計上しております。十二節・役務費で、外注検査料及び血液・検体・酸素ボンベ等送料として三百七十四千円を計上いたしました。三目・寝具費は八十四万円計上し、一項・医業費を二億二千七百五十七万五千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、光熱水費、入院患者の給食に係る材料費などで四百四十七万六千円を計上し、二款・医業費は二億三千二百五十一千円（前年度比〇・九％減）でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の一目・元金八百七十六万九千円、二目・利子五十六万五千円の計上で、一項・公債費を九百三十三万四千円（前年度比九・六％増）といたしました。

四款・予備費に九十一万七千円を計上いたしました。

以上、平成二十三年小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町 債

松永議員

九番（松永勇治） 町債、九百二十万円の内訳は、専門医外来確保事業の五百五十万、医師代診応援事業に二百万、それに医療機械器具購入事業に百七十万、この内、専門医関係と医師代診関係の事務費的なものですが、これは過疎債と、そして医療器械については辺地債ということになってるようですけれども、財政課長にお尋ねしますが、医療器械についての今までずっとありましたが、専門医外来確保事業の五百五十万ですね、医師代診応援事業二百万円、こんなものも起債の対象になるようになったわけですか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

二十二年度中の例の過疎地域自立促進法の改正の中で、住民の生活の安全のためのソフト事業ということで、過疎債の適用が拡大しております。その部分を、二十三年度の当初予算の、この起債の借り入れの時に活用させていただいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうしますと、二十二年の補正で、こないだ六号で計上された、きめ細かな交付金とか、それに住民の生活に光をそそぐ交付金ということであられましたけど、そういうふうな関係のものとは違うわけですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

おっしゃるとおりです。

議長（横山弘藏） 町債、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

立石議員

八番（立石隆教） 十二頁ですけども、十四節のところでもリース料が九十三万八千円出ております。前の年度の当初予算と

比べるとかなり低い額なので、この予算について説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

診療支援システムのリース料が平成二十二年度末でリース切れとなりますので、この分が一応、百五十四万三千五百円、落ちております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 専門医外来確保事業の五百五十万と医師代診応援事業の二百万を合わせて七百五十万は、一般管理費、総務管理費にですね、組み込まれまして、これが一本じゃなくて何かを集めたものと思うんですね。それで、これにピタッと合う数字はありませんので。そうした場合、この中で、この二つの事業に該当するものをお尋ねします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

専門医外来確保事業の五百五十万円の充当先でございますけど、一般管理費の十四節の船舶借上料の百五十二万九千円の内、百四十三万円に充当、それから十九節の負担金、補助及び交付金の中の、特殊外来診療負担金として四百七万円の合計の五百五十万円、充当しております。それから医師代診応援事業の二百万円の充当先ですけど、八節・報償費の二百四万の内、二百万円に充当しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、一〇〇%ですね。充当ですね。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議員さんのおっしゃるとおりです。

議長（横山弘藏） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第二款・医業費

立石議員

八番（立石隆教） 一目、十二節・役務費のX線CTの管球の保険料でございますけど、前年度の額よりも下回っておりますが、保険料って年々安くなつていくんでしょうかね。この意味を伺います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

このCT管球保証保険料につきましては、前年度、一応、使用実績によります変動性になっておりまして、前年が使用実績が下回ったということで、保険料が下がっております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 同じ所ですけども、人工呼吸器の保守点検、これは台数は二台分ですか、一台分ですか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

一台分でございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 確か、携帯用がもう一台あったと思うんですが、それは点検は要らないんですかね。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

携帯用については、今のところ保守点検は予定しておりません。

議長（横山弘藏） 医業費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 次に移ります。

第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 十三頁、二款の一項・医業費のですね、その十八節の備品購入費が九百八万二千円あるわけですけど、辺地債を充当されとるようですけれども、この九百万に対して百七十万の充当ですが、この百七十万に対する医療機械購入費は幾らになつとるわけですか。対象になつた。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 対象事業費ですけど、ベッドサイドモニター、電動ベッド、輸液ポンプ、洗髪車の購入合計の百七十五万六千六百五十円となっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

三番（土川重佳） 十三頁、同じく医業費で二目・医薬品衛生材料費で医薬材料費二億ありますけど、ジェネリック医薬品も使っておりますけど、その割合はどのぐらいですかね。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

平成二十二年度、年度途中ということで割合は出ておりませんが、二十一年度決算で二・二%となつておりますので、一応、二十二年度はこれを上回るように一応、目標を立てております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三条『歳出予算の流用』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二四号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第二四号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第九、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
これで、平成二十三年小値賀町議会第一回定例会を閉会いたします。

― 午後 二時 二十分 閉会 ―